

労働者派遣事業におけるマージン率等の公開

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を公開いたします。

- | | | |
|--------------------|----------------------|--|
| ① 派遣労働者の数（報告対象期末日） | 23 名（令和 6 年 3 月末現在） | 「事業年度：令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」 |
| ② 派遣先事業所数 | 9 社（令和 6 年 3 月末現在） | 「事業年度：令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」 |
| ③ マージン率 | 39.62% 計算式 (A-B) ÷ A | 「小数点第 2 位以下を四捨五入」 |
| 派遣料金の平均額 (A) | 28,648 円 | 「1 日当たりの料金額（8 時間労働としての計算）」 |
| 派遣労働者の賃金平均額 (B) | 17,298 円 | 「1 日当たりの料金額（8 時間労働としての計算）」 |
- ④ 教育訓練に関する事項 ※教育訓練は、有給・無償により実施しております。
- ・派遣労働者への安全教育等
 - ・派遣労働者へのビジネスマナー等
 - ・派遣労働者へのコンプライアンス教育
 - ・派遣労働者への入社時教育（会社ガイダンス）
 - ・ISO 教育「情報セキュリティ（ISMS）・品質管理（QMS）」
 - ・派遣労働者への OA 機器操作「PC 教育（ワード・エクセル）」
- ⑤ 法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
- ・締結あり（令和 7 年 3 月 31 日まで）
 - ・派遣先の業務に従事する全ての従業員を対象とする。
- ⑥ その他労働者派遣事業に関する参考事項
- ・福利厚生に関する事項（就業条件明示書・個別契約書等へ記述する）
 - ・派遣労働者の希望や適性等に応じた派遣先とのマッチング状況（派遣先要求に対応した技術社員）
 - ・マージン率の中には社会保険料、福利厚生費用、賞与引当金、派遣者車両費（会社貸与車輛・燃料費他）、賃貸借家料（会社負担）、資取得費用等含む。

許可・届出番号：派 02-300163

事業所名：株式会社 大湊精電社

所在地：青森県むつ市大湊新町 8 番 5 号